

## 葛飾区長交際費の支出基準について

### (目的)

- 1 この支出基準は、区長交際費の適正かつ公正な執行を図るため、その支出について必要な事項を定めるものとする。

### (支出の相手方)

- 2 支出の相手方は、区政運営に関係を有する個人及び団体とする。

### (支出)

- 3 交際費は、毎年度の予算の範囲内の額で支出するものとし、その支出の種別、内容及び金額についての「支出基準」は、別表に定めるとおりとする。  
ただし、別表の定めにかかわらず、区長は、社会通念上妥当な範囲内において、特に必要と認めた額を支出することができる。

### (公開)

- 4 交際費の公開は、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）に基づき行うものとする。

### (公表)

- 5 交際費の公表は、1か月ごとの支出状況を翌月の20日までに区のホームページにおいて行うものとする。

### (その他)

- 6 交際費の支出は、その内容や金額が、常に社会通念上相当な範囲内と認められるもので、かつ、必要最少限の額となるように努めるとともに、区を取り巻く社会経済情勢の変化等に十分に配慮し、適正な執行を図るため、適宜3の支出基準を見直すものとする。

### 付 則

この基準は、平成20年10月1日から適用する。

別 表

支出種別	支出内容	支 出 金 額
慶弔費	(1) 慶祝 結婚披露宴等における祝金に 要する経費	1. 会費の額が定められている場合 会費相当額 2. 会費の額が定められていない場合 目的、内容、会場等を考慮した額（3 万円を上限）とする。
	(2) 弔慰 1. 葬儀における香典等に要す る経費	原則 1 万円とする。ただし、相手方や 区政への功労等を考慮し、区長が相当 と判断した額（5 万円を上限）とす ることができる。
	2. 供花料等に要する経費	実費額（2 万円を上限）とする。
	(3) 見舞 病気、災害、事故等の見舞い （見舞金・見舞品）に要する 経費	2 万円以内で相当と認められる額とす る。
渉外費	総会、懇親会、行事の会合等 に対する会費及び祝金に要す る経費	1. 会費の額が定められている場合 会費相当額 2. 会費の額が定められていない場合 原則 5 千円とする。ただし、目的、 内容、会場等を考慮し、区長が相当 と判断した額（2 万円を上限）とす ることができる。
賛助費	(1) 各種関係団体の活動の支 援に要する経費 (2) 全国大会などへの参加等 への激励に要する経費	1 万円以内で相当と認められる額とす る。
雑 費	上記以外の交際上、要する経 費	社会通念上、相当の範囲の額とする。